

住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定に基づき、次の者の住民票を職権で処理しましたが、事件本人に通知することが困難なため、同条第4項の規定により公告します。

令和8年7月3日

京都市伏見区長 土橋 聡憲

住民票上の氏名	住民票上の住所	職権処理の内容	処理年月日
中路 佐多子	京都市伏見区深草泓ノ壺 町46番地の4 松栄荘1F南	実態調査に基づく職 権消除	令和8年6月 18日

(伏見区役所深草支所市民総合窓口室)